

第31回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年9月7日（火）18：30～20：45

開催場所 しゃきっとプラザ集団健診ホール

出席委員 土谷委員、大原委員、杉原委員、大江委員、清野委員、小森委員、西島委員、平田委員、菅野委員、三浦委員、高崎委員、吉田委員、竹下委員

アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開会

2 中間報告に向けてのたたき台の整理について（協議）

<事務局から概況を説明>

（事務局）

今回は第4章住民投票から始めたい。住民投票については常設型を目指すこととなっている。今までの議論で投票権・請求権については、町内に住所を有していること、年齢は満18歳以上であること、一定の要件を満たす外国人の方にも認めることとし、具体的な要件等については別に条例を設置することとしている。また、成立要件については設けない方向で整理がついている。庁内検討委員会からは表現、文言についての意見しかでないところ。

（アドバイザー）

外国人の定義について、一言で外国人といってもいっぱい対象があるので、外国人の定義は住民投票条例で定義すると思うが、自治基本条例で規定するのは難しいと思う。

（事務局）

この条例で外国人を定義するつもりはない。

（アドバイザー）

しかし、ここに外国人と記載すべきとのご意見が付されている。

（委員）

ここで外国人を定義するという意味ではない。（2）と（8）のところで2回同じ表現が出てくるため、それであれば最初のところで定義をすればという考えから意見を付したものの。

（アドバイザー）

この表現はいらぬ。

（委員）

外国人の定義付けをするというものではない。この表現の要否はまた別の議論。

（委員）

ここの表現は、文章を修正するための理由ということでもいいのか。

（委員）

そのとおり。同じ表現がこの後2回使われるのであれば、最初の（1）に入れば1回で済むのでいいのではないかと、ということ。

（アドバイザー）

それであれば「外国人を含む」という言葉もいらぬと思う。

（委員）

住民といえば、外国人でも誰でも含まれる表現ではないのか。

（アドバイザー）

住民投票でいう外国人とは単なる外国人ではない。永住外国人、特別永住外国人に限定しており、単に住んでいる人に限定していない。

(委員)

外国人の参政権は問題にもなっているので、国の参政権を持っている人などに限定すべきでは。

(アドバイザー)

そういう議論はもう済んでいる。そのことは住民投票条例で定義づけるべきであり、あえて自治基本条例で定義づけることはないのでは、という私の意見。

(委員長)

ここで言いたいのは、繰り返される表現を1度で済むようにするもの。そういうことでよろしいか。

〈出席委員了承〉

(アドバイザー)

(5)～(7)の「重要事項」と「重要な事項」について、どちらも同じようなものであるが、一般の規程などでは「重要事項」である。

(委員長)

何か意味があるのか。

(事務局)

意味は同じであるが、「重要な事項」とした方がやわらかい表現になるのでは、ということ。

(委員長)

平易な言葉遣いになったということでもいいか。

(委員)

そういうことであれば、それでよい。

(委員)

入れた方がよい。

(委員長)

入れることとする。修正することとして次に進める。

(12)の「請求権者の総数の4分の1」となっているが「総数」とは。

(事務局)

「総数」とした方が正確な表現であるため。

(委員長)

この部分はよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

他になければ、第4章はよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

では第5章町民の協議に入る。

(事務局)

庁内検討委員会からの意見(1)について、「町民の役割」とあるが「町民の責務」の方が適当ではないかというもの。このことは行政からの意見27でも町民の責任も重く「役割」という表現では弱いということから「責務」の方がよいという意見が出されている。また町の条例でも「責務」という単語を使用している。町民会議では議論の上で「役割」

という表現としているが、あらためて確認をお願いしたい。

(6)の「事業者の役割」について、町民と事業者をあえて区別する必要はなく、町民の中に事業者が含まれているという考えで、この項目を削除してはどうかというもの。

(8)「地域社会との調和を図り」という表現について、「くどいのではないか」、「なくてもいいのではないか」という意見があり、削除してはどうかというもの。

以上のとおりであるが、(1)の「責務」という表現について、あらためてご意見をいただければと思う。

(委員長)

町民のみなさんにだけ「役割」という表現を使用しているが、町民会議での議論はどういった経過であったか。

(事務局)

「責務」となると重く、厳しいという印象があるというご意見があったこと。アドバイザーからは、議会と行政には権限があるが、町民には権限がない中で「責務」という表現を使うのは厳しいというご意見があったもの。

(委員長)

「責務」であると町民にはあまりにも荷が重すぎるということもあることから、このままでよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

(2)の「、」はとってもよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

ではとることとする。あと(3)、(4)「地域活動」という表現を「地域社会の自治」にしてはということであるが、意味は変わるのか。

(事務局)

第1章の基本理念において、町民が議会と行政に信託している部分を除いた自治の部分を「地域社会」と定義しようとしている。

(委員)

分かりづらい。

(委員)

一般の住民は分かりづらい。

(事務局)

第1章の基本理念のところで、町の自治の課題は町民自らが解決することを基本としながら、その一部を議会と行政に信託していることを謳っている。決してはじめて出てきているわけではなく、基本理念や基本原則のところで触れている。

(委員長)

せっかく「町民の役割」という表現を使っていることから、「地域活動」の方が受け入れやすいと思う。

(委員)

理念のところで「地域社会の自治」という言葉を使用し、ここでは「地域活動」という言葉を使っているので、当然違うもの、別のものになる。したがって全段で「地域社会の自治」に参加することが基本理念であることから、ここで町民の役割として規定するのは「地域社会の自治」ということになるのではないかと。

(委員)

当然に違うとは思わない。だから地域活動がいいと思っている。

(委員)

地域社会の自治も含めて「地域活動」のイメージ。責務はなにかをせねばならぬということだが、役割は広い範囲で選択肢もありながらやっていこうというもの。例えばとなりの人が困っていればお手伝いをするというようなイメージも含めて「地域活動」という概念でとらえておくことも含めて考えておけば、「地域社会の自治」という言葉にすると活動範囲が狭くなってしまったり、話が狭くなってしまったり。言葉の整合性も大事だが、役割という表現を用いていることも踏まえ「地域活動」としておいた方がよいのではないか。

(アドバイザー)

庁内検討会議の方が理論的であるが、論理では割り切れない部分もある。自治という表現では片付けられないと思うし、どちらも正しいと思う。

(委員)

基本理念の中では「地域社会の自治」と言っていて、町民の役割の中では自治の主体として参加すると、具体的に分かりやすく出ているので、私はこれでいいと思う。

(委員)

私も同じ意見である。

(委員)

町民が受け入れるとなると、やわらかく言った方がいいと思う。

(委員長)

いろいろご意見がありましたが、町民会議としては「地域活動」という表現のままで進めたいがよろしいか。

〈出席委員了承〉

(事務局)

(6)について、「事業者の役割」の規定をしているが、町民会議の案では事業者は町民に含まれていることから削除してもいいのではないかというもの。

(委員長)

意味が変わるものなのか。明確になるので、分けたままの方がよいのでは。

(事務局)

意味は変わらない。

(委員)

事業者が当然町民に含まれるという認識はないので、今のまま事業者を特出しするには意味があることなので、今の案のままがよい。

(委員)

どこまでを事業者というのか。

(委員)

第5章解説・考え方の事業者の役割において定義されている。

(委員長)

これについてはよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

(8)について、「地域社会」という表現が3回使われることとなることから、「地域社会との調和を図り」という部分を削除してもいいのではないかという庁内検討委員会からの意見ある。

(委員)

事業者は地域と調和を図っていかなければならないのではないかと。事業者を取り込んでいかなければ地域が成り立たないところもある。入れておいた方がよい。

(委員長)

これについては原文のままとしてよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

続いて第6章協働・コミュニティの協議に入る。

(事務局)

起草部会において「豊かな美幌町の自治」という表現がわかりにくいという意見があったため外してはどうかということとなった。またあわせて文章の並びを変えたところ。

(委員長)

表現がシンプルになってよいのではないかと。

〈出席委員了承〉

(委員長)

続いて庁内検討委員会からの意見(1)であるが、単に「協働」ではなく「協働の推進」という表現にしてはということであるが。

(事務局)

「協働」という定義ではなく、「協働の推進」をするという意味で変えてはどうかというもの。

(委員長)

これは修正案のとおりとしてよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

それから(2)であるが、「の」が入るだけか。

(事務局)

起草部会でも検討したが、原文のままがよいのではないかとということになっている。

(委員長)

では原文のままでもよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

(3)、(4)については。

(事務局)

(3)語尾のいいまわしを変え、(4)は点を削除したもの。

(委員)

修正案の方がよい。

(委員長)

修正案のとおりとしてよろしいか。

〈出席委員了承〉

(5)と(6)は原文のままとなっているので、これでいいのか。

(事務局)

そこでは備考(A)の「努めます」を「行うものとします」に変える案が出ている。

(委員)

「行います」の方がよいのではないかと。

(委員長)

備考（A）「行います」に修正してよろしいか。

〈出席委員了承〉

（委員長）

では（7）。

（事務局）

「地域課題」を「地域の課題」に修正しては、というもの。最初の部分でも「地域の課題」と標記されている。

（委員）

分かりやすいのではないか。

（委員長）

統一する意味でも「地域の課題」でいいのではないか。

〈出席委員了承〉

（委員長）

続いては（8）。

（事務局）

「その活動との」という部分が明確ではない。

（委員）

連携部分は必要ではないか。

（アドバイザー）

連携を図ることを重視している。

（委員長）

「連携」の部分についていかがか。

（委員）

「連携」を入れておいてもいいのではないか。

（委員長）

では確認する。「行政は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するための必要な支援を行います」ということでよろしいか。

〈出席委員了承〉

（事務局）

解説・考え方②の修正案についてであるが、起草部会で検討して追加した。

（委員長）

なぜ追加することとなったのか。

（事務局）

どうしてこの章を規定することとなったか明記すべきという町民会議や行政などの意見を踏まえ、起草部会で検討を行ったもの。

（委員長）

協働・コミュニティについてどこで触れるかという話か。

（事務局）

ここで触れるのはどうなのか、協働とコミュニティを一緒にするのはどうなのかという意見もあったことから、規定することとなった理由を記載したもの。

（委員長）

中身は大分変わるのか。

（事務局）

この案を全文を解説・考え方に追加するということ。

(委員長)

解説・考え方に追加することでよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員)

「コミュニティ」が何を指すのか分かりにくい。日本語に置き換えることはできないか。

(副委員長)

検討はしてみるが、自治会とも違うし難しい。

(アドバイザー)

上越市では、「多様な人と人との繋がりを基礎として、共通の目的を持ち地域に関わりながら活動する市民の団体をいう」としている。また、川崎市では、「居住地、感心、又は目的をともにすることで形成する繋がりをいいます」となっている。確かにコミュニティは、いろいろな学説がある。私は、町内会とかNPO、市民団体などの「担い手」だと思う。

(委員)

どうしても自治会というイメージを持ってしまう。

(事務局)

地域コミュニティとテーマコミュニティという考えがある。条例は両方を含めて書いている。

(委員長)

コミュニティのままでいいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

あとはいいか。

(事務局)

議会・行政から出てきている意見について、28から32までが第6章に関するものであるが、28（協働の位置づけ）と29（コミュニティ規定）の回答案には先ほど議論した解説・考え方に追加した部分を記載している。30（コミュニティという言葉が主語になることの違和感）の意見についてはコミュニティ自身の役割が非常に大切になっていることを踏まえ主語にして考えようとしたところ。31（自治体活動の具体的な再生計画）の意見については、自治会を特出して規定する予定はないとして。この部分についてご意見があれば伺いたい。

(委員長)

コミュニティとは非常に重要。歴史もあり役割が大きくなってきている。色々な切り口の中で期待感が非常に大きい。決して何かを押しつけるということではない。

(委員)

違和感はない。地域のつきあい、交流がなくなっていく中での規定なので重要。

(委員長)

これでよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

前回、委員から依頼のあった、町民と行政と議会の役割についての分かりやすい資料は。

(事務局)

先日送付させていただいているが、たたき台の条文に則して、整理をさせていただいた。

(アドバイザー)

すごくいい資料だと思う。

(委員長)

今後はこの資料を利用し、決まったことを順次埋めていくということによろしいか。

(委員)

それでよい。

(アドバイザー)

今後のスケジュールはどうするのが気になるところ。

あと、できれば今までの議論したまとめを早めにしておいた方がよい。

(事務局)

スケジュールについては、遅くとも11月中には中間報告をしないと厳しい。今後も議論は濃く、かつスピーディーな議論が必要。

3 その他

次回の会議は、9月21日(火)18:30からしゃきっとプラザ集団健診ホールで行う。